雨水浸透設備の維持管理に関する協定書

町田市（以下「甲」という。）と 　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は雨水浸透設備について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、下記のとおり管理に関する協定を締結する。

第１条　本協定の対象とする設備は、町田市雨水浸透設備設置事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受ける雨水浸透設備とする。

第２条　乙は、雨水浸透設備の設置目的に沿った機能を発揮するため点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

第３条　雨水浸透設備の工事完了後、不具合や問題等が生じた時は、設置者は自ら責めにより復旧、解決するものとする。

第４条　乙は、当該設備を補助金交付の日から７年以上存続させ、その機能保全に努めなければならない。

２　乙が雨水浸透設備を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。乙が転居等に伴い、雨水浸透設備を第三者に譲渡しようとするときは、その旨を甲に届け出なければならない。

第５条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙両者が協議し決定するものとする。

第６条　この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙が雨水浸透設備を廃止する日までとする。

この協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙各１通を保有する。

年　　 月　　 日

甲　住所　町田市森野二丁目２番２２号

氏名　町田市長

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

氏名 　　　　　　　　　　　　 印